

平成22年度第4回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成22年度第4回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成22年9月22日(水) 午前10時00分～午前11時15分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委 員) 市川会長 松岡委員 尾形委員 近藤委員 中筋委員 保田委員 柴田委員 吉田委員 (事務局) 本城広報課長 上道広報課主幹 玉井広報課主任 倉辻広報課主任 (実施機関) 木下総務部 I T推進課長 吉岡総務部 I T推進課主幹 縄手市民環境部市民課長 (傍聴者) なし
1	開会
2	本日の手順について説明(事務局) 本日の報告事項及び配布資料について説明した。
3	報告事項 個人情報の持ち出しを伴う委託等に係る業務について (1) 概要説明(事務局) 事務局より、資料1及び2に沿って、個人情報の持ち出しを伴う委託等に係る業務について説明を行った。 (2) 質疑応答 (委 員) 報告事項の趣旨であるが、まず委託業務に伴う個人情報の持ち出しがどれぐらいあるのかを調査したということであるが、その調査の目的をもう一度説明してほしい。 (事務局) 調査の目的は、資料1の「1. 経過」で申し上げたように、宇治市としては個人情報を庁舎外へ持ち出すことを原則として禁止しているが、ただ業務の性質上持ち出しをしなければ業務の遂行が著しく困難なものがあるということで、そのような場合には例外的に個人情報の持ち出しを認めている。ただ現状では、どのような業務が個人情報の持ち出しをするにあたってのやむを得ない場合に当たるかということが明確ではないため、「1. 経過」に記載されているように、個人情報の持ち出しを認めている業務を類型化した上で、今後宇治市個人情報取扱事務委託指針に反映していきたいという目的で、今回調査を行った。 (会 長) 現在宇治市には委託指針があるが、その改訂を目指して調査をした。そのような理解で良いか。また、改訂の内容としては、個人情報を持ち出すときにどのような点に注意をすれば良いかだけでなく、どのような事務について個人情報の持ち出しを認めたら良いかという基準を定めたいということか。 (事務局) 委託指針は、条例第11条の規定に基づき作成しており、その委託先との契約時の条文内容などが記載されているが、例外的にどのような場合に個人情報の持ち出しを認めるかまでは厳密に記載していないため、今回このような場合では個人情報の持ち出

しは致し方ないという例外を設け、具体的にはこのような事業があるということを整理した上で、委託指針を改訂していきたいと思っている。

(会 長) 委託指針の改訂の中で、どのような場合に個人情報の持ち出しをして良いかの基準を定める前提として現状の調査をしたということである。

(委 員) 調査一覧表の8番の「分類」と9番の「持ち出しの理由」の2つの関係がよくわからない。この2つの要素でもって個人情報の持ち出しのある種の理由付けとしているということになれば、この2つを別項目にしている理由がよくわからない。

(事務局) 個人情報の持ち出しをせざるを得ない理由としては、9番の3項目である。8番の「分類」は、あくまで業務分類を便宜上しているだけで、これが持ち出さざるを得ない理由と関係があるということではない。

(委 員) もう一つは、今の説明によると、9番の「持ち出しの理由」が3項目あるが、このように分類しても、持ち出して良いかどうかは何もわからないし、その判断の決め手になるのかもわからない。そもそも、これらの業務を委託すれば恐らく必然的に持ち出さざるを得ないというものがほとんどであると思うので、この業務について委託するかどうかということをこの審議会で議論の対象とするものではない。何を聞かれており、また何を質問して議論すれば良いかよくわからない。例えば、9番の3項目のうち「設備」と記載されているものについては、庁内に設備がないことや、高額な設備が必要になるということが想定される。よって、委託すれば当然に個人情報を持ち出さざるを得ない。そうすると、9番は「持ち出しの理由」というよりは、実質的に考えると委託の根拠であると思われる。委託をすると決めたならば必然的に個人情報を持ち出さざるを得ないということになる。

(委 員) 条例第11条では、確かに委託そのものを制限する規定にはなっていない。条例第11条第1項は、「実施機関以外のものに委託する事務事業に個人情報の取扱いが生ずる場合には、個人情報の取扱いについて必要な措置を取ること」となっている。よって、個人情報の取扱いが委託事業で生じる場合は、それなりの措置を取りなさいという規定になっている。条例の規定としては、個人情報の取扱いが生じるような委託を必要最小限にしなさいとはなっていない。これについて事務局はどのように考えているか。

(事務局) 条例第11条の規定では、委託の際に適正に個人情報を管理しなさいとしており、委託指針で契約の際にはこのような条文を記載しなさいというような作りとなっているが、「1. 経過」で記載しているように、平成11年に住民情報流出事件があったことから、原則として、出来る限り個人情報の持ち出しをしたくない。ただ、最低限致し方ない部分は実態にあることは事実であり、それらは担当課が個別に業務を行っているため、ある程度それらを広報課で整理し、このような場合には個人情報を持ち出さざるを得ないという基準を整理したいと思っていた。確かに9番は委託をするかしないかの基準であって、個人情報を持ち出さざるを得ないかどうかの基準ではないのではないかと、というのはそのとおりであるかもしれないが、広報課として委託指針を作成している以上、例外類型を作成し、その例外類型にあてはまれば致し方ないという基準を出来れば

作成したいと思っていた。そのため、このような調査をして、それらを類型化して意見を頂きたいと思っていた。

(会 長) 条例第11条に規定されていることを行う訳ではない。宇治市としてより個人情報の保護を行いたいという趣旨である。条例第3条に実施機関の一般的な責務として、「個人情報の保護及び個人情報の慎重な取扱いに必要な施策を講じ、これを実施する責務を有する」と規定されており、一般的な責務として、より個人情報の保護を図るということを考えているということになる。

(委 員) そうだとすると、9番のような分類をしても意味がなく、委託業務そのものの定義が条例上変わらないとすれば、委託業務の遂行に必要な最小限度の個人情報を持ち出すことに限る、と言ってしまうと、必要かつ十分であって、それ以上の分類をする必要はない。

(委 員) この資料だけではよくわからない。委託業務について一覧になっているだけであり、この業務の中身が具体的にはわからないので、ある業務についてそもそも委託が必要であるのか、また委託をするにあたって必要最小限度の個人情報の提供に本当にとどまっているのかがわからない。審議会が実施機関に対して「必要最小限度の個人情報であるか。」と聞いて、実施機関に「そうである。」と答えられたら、審議会は「そうですか。」としか言えない。

(委 員) この調査自体は、非常に意味はある。実際にこれらの業務について個人情報を持ち出しており、業務との関係で本当に個人情報の持ち出しが必要最小限となっているのか、という評価をするきっかけとなる。

(委 員) 委託指針では、2番に「委託指針の対象となるもの」が記載されており、「実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼する契約のすべてとする。」とある。現在はこれに基づき委託をしているということであるが、この2番の部分についてももう少し絞り込みをかけたいということか。例えば、業務の種類によって絞り込みをかけたいと考えているのか。

(事務局) 業務の種類によって絞り込みをかけたいというよりは、9番で3項目に分類しているように、業務を行うときの対応やその内容、委託の方法によって絞り込みをかけたいと思っている。

(委 員) 個人情報の持ち出しの問題が、委託契約を結ぶことの是非の判断基準とは本来ならない。委託契約にするかどうかは別次元の判断であり、委託契約をすると決めたならば、この委託指針に従うということである。

(委 員) 絞り込みをかけるならば、この委託指針でできる話なのかが良くわからない。条例の解説にはそこまで記載されていない。

(会 長) 今日は、委託指針の改訂の具体的検討や改訂案も示されていないので、現況をまず見て、委託指針の必要な改訂をしたいという報告の段階である。

(委 員) どうして紙面だけで渡す場合と、データを何かの媒体によって渡す場合があるのか。

(事務局) 紙面やデータで渡す場合の理由は様々あると思うが、紙面をデータ化してから紙面に打ち出す場合や、業者がデータを加工までしているかはわからないが、一旦データでパソコンに取り込んだ上でそれを紙面で打ち出す場合もあり、また個人情報のデータ量の関係もある。

(委員) 紙面であろうとデータであろうと、その重要さというのは変わらないのか。

(委員) 個人情報の管理の問題でいうと、実際は差がでる。紙面であれば渡したものを回収すればそれで終わりだが、データはコピーが可能で、かつ残ってしまうので、それを業者が抹消しなければならず、あるいは別途監視が必要であるなど、別の注意が必要であるため、そういう意味で分けているのではないか。

(委員) 私の場合は、データで頂いた場合は、インターネットを接続していないパソコンでしかそれを扱わない。これはやはり委託の問題ではないか。また、新たに委託業務が発生すれば、8番や9番の内容が変わる。例えば、相談業務でデータの持ち出しが発生した場合である。

(事務局) そうである。一覧表に記載されている業務が必ずしも紙面で渡し、又はデータで渡すということではなく、委託の内容によっては持ち出す方法が変わってくると思う。委託するにあたっては、紙面であれデータであれ、セキュリティをきっちりとするという事で注意して渡している。

(委員) どこに判断を入れていいのかわからない。

(会長) 今日は調査を行い、その結果を報告してもらったということで、意見としてはこのようなところではないか。それでは、これに引き続いて戸籍電算化事業について報告してもらいたい。

(3) 概要説明 (実施機関)

実施機関より、資料3に沿って、戸籍電算化事業について説明を行った。

(4) 質疑応答

(会長) 個人情報の持ち出しに伴う委託等に係る業務についての報告ということで、今後具体的に個人情報の持ち出しを伴う委託をしたいということで考えているものであり、審議会に報告し、実質的には審議会の意見を聞きたいということである。実施機関の説明に対して何か質問はあるか。

(委員) 先程の議題の9番の「持ち出しの理由」としては、最後の「体制」ということになる。一時的に大量の人員が必要となる。

(事務局) 大量のスタッフが一斉に業務を行うため、庁舎にはそのスペースがなく、体制も整備できない。

(委員) 庁舎内では作業できないということであるため、9番の「持ち出しの理由」の何に当たるかははっきりわからないが、庁舎外で作業をするということである。それと、戸籍はともかく、住民票についてはすでに電算化をしていると思うが、その経験との関

係はどのようなものか。あるいは、それはすでに個人情報を問題とする以前に処理されているから、今回の件については参考にはならないということか。

(実施機関) 住民記録については、昭和60年3月に稼働した。そのときは個人情報保護法がなく、条例もなかった。その際どのようにセットアップをされたかという、住民票は紙面による情報であったため、今回の戸籍と同様に、一旦マイクロフィルム化し、それをシステム開発業者が電子データ化し、それをデータとして取り込んでシステム化したという経過がある。

(委員) 今日の報告では、簡単にしか書いていないが、資料3の2ページ目のアスタリスク3つ目の「個人情報の安全対策には万全を期し、事前に庁舎内で作業を行うのと同程度以上のセキュリティが担保されることの確認を行う。」とあるが、これが一番重要なところである。特に先程の話にもあったように、宇治市の場合は、システム開発の委託を受けた事業者の従業員が住民情報の記録されたMOを名簿業者に売り渡したことにより、住民情報が流出したという事実があり、しかも今回は戸籍であるため、漏えいするとよりダメージが大きいということで、細心の注意が必要であると思われる。そこで、ここが一番重要であるが、このように簡単に書いているだけなので、個人情報の安全性を確保するため、業者にどのような条件を課し、どういうことを守らせようとしているのか、という具体的な話がない。実施機関としてはどのように考えているのかを、もう少し具体的に説明してほしい。

(実施機関) 現在セキュリティポリシーという、情報セキュリティに関する一つの対策方針の改訂を進めているところであるが、そちらで委託に関する情報システムの解決又は更新の委託に関する部分について、一定の基準や場合分けしたものを作成しようとしている。それは広報課で所管している委託指針と整合性を図り、作成したいと考えているが、IT推進課で求められている基準は、個人情報の安全対策としてどういうものを担保するかということである。例えば総務省で「委託事務に係る安全対策のガイドライン」が示されているが、それを1つのベースにして、その基準を緩くすることはないと思うが、より厳しく、より適正な形で宇治市に見合ったものを作成していきたいと思っている。また個別に考えているのは、実際に契約をする前に、必ず現地を確認する。つまり、書面だけではなく、職員が目で見えて委託先、つまり受託しようとしている業者の業務体制や作業場所の状況を確認する。後は契約の際、特記仕様書のようなもので、セキュリティに関する部分で明確に個人情報の安全対策を文章化することによって、行政と受託者の双方が個人情報の取扱いについてきちっと規定をしていくことを考えている。

(会長) 一般的な基準より厳しく、という発言があったが、宇治市の場合には、過去の問題を考えると、特に戸籍であるだけに、一般的な全国水準より厳しい形でセキュリティ対策を確保できるような条件を必ず付すということをしてほしいし、そうでなければ市民も納得できないだろうから、その点について細心の注意を払ってもらいたい。とすると、今の発言は非常に抽象的で、いったい業者に何をさせるのか、また何を守らせるのかがやはりわからない。住民票記載事項が漏れたのは、作業に従事した人が持ち出して

しまったのである。それでは持ち出しをさせないために、どのようなことを宇治市が注文を付けるのか。宇治市が「個人情報を持ち出さないようにしなさい。」と言って、業者が「はい、わかりました。」というだけでは無意味である。よって、個人情報を持ち出さないために、このような点は注意してください、ということについて、宇治市がどのような注文を付けるのかまで話を詰めてもらわないといけない。

(委員) どの業者に委託するかは、専門性があるので、あまりたくさんの業者が競争するという事はないと思うが、おそらくプロポーザルという形になるのであろう。どのような形で契約するかという方針があれば教えてほしい。

(実施機関) 本件はまだ予算化されている状況でもなく、来年度以降予算化されれば、どのような形で契約をさせていただくかという話があると思う。あと契約方法であるが、プロポーザルという方法と一般競争入札という方法があるが、プロポーザルというのは業者から提案を受け、その内容について審査し、業者選定をするという形になるが、価格面での競争性を確保するという意味ではプロポーザルでは競争性を確保できないため、現在のところ一般競争入札を想定している。

(委員) ただ、一般競争入札であると、結果的には価格だけの問題となる。今回のケースは、戸籍データという極めてセンシティブなものを扱うものであるため、安かろう悪かろうという単純な話にはならないが、やはり情報セキュリティなどについてしっかりと提案をしたところに決定するという事で、総合的なプロポーザルの方式の方が良いと思われる。これは一つの意見である。

(委員) 業者選定を行うにあたっては、セキュリティ対策にきちんと投資している業者でないと不安である。契約の際に、セキュリティ対策に投資するという項目があれば選定するのか。このような条件を付すことは難しいのか。また、宇治市が契約後に現地を見に行くのか。

(委員) 入札における対象業者は、実際今までにどのような業務実績をどれほど積んできたか、ということを加味した上で選定することから、およそ全然そのようなものがない業者がいきなり一般競争入札に参加できるわけではない。

(委員) 業者のレベルはどうか。

(委員) 一般競争入札で業者を選定する場合、そもそも、その業者が個人情報の取扱いについて、セキュリティ対策上かなりの能力を持っているということは事前にチェックするのか、あるいは一般競争入札で一旦決定した後にその点をチェックするのか。

(実施機関) 宇治市では入札をするにあたり、参加資格の審査をさせていただく。その中でプライバシーマークを取得しているかや、セキュリティ対策の際の基準となるISMSというセキュリティの規格を取得しているなどの一定の要件を持っている業者が参加資格を持つため、その資格審査により一定の担保はされている。しかし、先程の話のとおり、現場についてもしっかりと見ていかなければならないので、契約前に見に行ったりして契約するかどうかを判断する。

(委員) 本件については、単なるお金だけで決めるのはおかしいと思う。セキュリティの

内容をランク付けし、点数をつけ、また価格にも点数をつけるなどして、総合的にこの評定だからこの業者にしようというやり方にしないと、価格だけで判断するというのは危ないと思う。

(会長) 審議会の意見としては、個人情報の取扱いの中でセキュリティが担保されることが、業者選定や契約にあたり十分な配慮が必要である。

(会長) 他にないか。よろしければ戸籍電算化事業に関する報告はこれで終了する。

4 その他連絡事項等について

前回の審議会で確定した個人情報部分開示決定に係る異議申立てに係る答申の写しを各委員へ配布した。この答申はすでに実施機関に渡しており、異議申立人については写しを送付している。

また、今後の審議会の予定としては、今回は業務委託関係の報告をしたが、これに続いて委託指針の見直し作業を行い、出来れば最終的に委託指針が出来た際に再度報告したい。また、戸籍電算化事業についても、審議会での意見を参考にして検討を進め、報告できるものがあれば随時報告し、その際にはまた審議会から意見を頂きたい。

5 閉会

(会長署名)